

第5章 総括（政策的インプリケーション）

平成28年10月1日より、常時の雇用者規模が501人以上の企業で、社会保険（厚生年金・健康保険）の適用範囲が、①週の所定労働時間が20時間以上、②月額賃金が8.8万円以上等の短時間労働者に拡大された。また、平成29年4月1日からは500人以下の企業についても、労使合意に基づき企業単位で、同様の短時間労働者に対する適用拡大が選択できるようになった。そうした制度改正を巡る、事業所とそこで働く短時間労働者の対応状況等を明らかにするため、「社会保険の適用拡大への対応状況等に関する調査」（事業所調査）及び「社会保険の適用拡大に伴う働き方の変化等に関する調査」（短時間労働者調査）を実施した。

社会保険の適用拡大から9ヶ月、制度特例の施行からは3ヶ月を経過した時点での状況把握に過ぎないが、調査結果を通じ、今般の適用拡大を前向きに受け止めた事業所や短時間労働者も、決して少なくない現状を確認することが出来た。その理由として、事業所側では緩やかな景気回復が続き、人手不足が深刻化しているタイミングで適用拡大が発効されたことが、プラスに寄与した可能性等が示唆された。一方、短時間労働者の側でも第1号被保険者や「未婚」「離婚・死別」の場合等は「保険料の負担が軽くなるから」や「将来の年金額を増やしたいから」等、また、第3号被保険者等は「もっと働いて収入を増やしたい（維持したい）から」等の理由で、社会保険への加入を志向した様子が明らかになった。

一方、社会保険の適用を回避した理由として、事業所側からは「短時間労働者自身が希望していない」こと等が指摘された。こうしたなか、短時間労働者の側からは「配偶者控除を受けられなくなるから」や「健康保険の扶養から外れるから」「手取り収入が減少するから」等の回答が多く寄せられ、税扶養の基準と近接していることや、健康保険とのセット加入であること等が、ネックになった様子も浮き彫りになった。

なお、自身が働くのを辞めると「日々の生活が維持できなくなる」短時間労働者ほど、今般の適用拡大に際しても社会保険が適用されるように働き方を変更したのに対し、家計に余裕がある人ほど適用を回避した傾向も浮かび上がった。短時間労働者でも「日々の生活が維持できなくなる」との回答が、第2号被保険者以外（第1号被保険者、第3号被保険者、その他）に占める割合で約3割にのぼる中、適用回避の余地は不公平感（逆進性）の助長にも繋がりがねない点に、留意する必要があると言えるだろう。

また、本調査の一環として、個別企業労使が社会保険の適用拡大とどのように向き合ったかについて具体的な事例で確認するため、併行してインタビュー調査も行った。掲載事例数は限られるが、社会保険の適用拡大が出来るだけ混乱無く短時間労働者に受け容れられるよう、個別企業労使が様々なアプローチで対応方法を模索した様子が窺えた。結果として、今般の適用拡大を短時間労働者に働き方を見直してもらおう好機と捉え、所定労働時間の長時間化を積極的に推奨した企業が見られる一方、時間を掛けて意向の擦り合わせを行いながら、人件費の負担増を抑制しようとする企業も見られた。また、今般の適用拡大を受けて、労働

時間の長さによらず、短時間労働者の一層の能力発揮を促す人事処遇制度の抜本改定に漕ぎ着けた労使もあった。法改正から実際の施行までに長い期間が設けられたことが、こうした丁寧な準備を可能にした背景にあったことは間違いないところだろう。

そうした中で、現行の働き方を継続することで、結果として社会保険が適用された短時間労働者も少なくない事実には驚かされた。例えばある事例では、所定労働時間を変更せずに新たに社会保険に加入した短時間労働者の割合が、今般の適用拡大対象者の1/3を超えていた。このことは、すべての短時間労働者が必ずしも、手取り収入の減少を敬遠するばかりではない（働き方の「現状維持バイアス」等が作用し得る）ことや、周囲の動向等も見据えながら今後、働き方を徐々に修整していく（今般の適用拡大の影響が、すべて掃き出されるまでには未だ時間を要する）可能性があること等を、示唆しているのではないかと思料される。

いずれにしても、短時間労働者に対する社会保険の適用拡大が労働市場に及ぼす影響については、継続的な調査を行いながら更に考察を深めてゆく必要があるだろう。

JILPT 調査シリーズ No.182

「社会保険の適用拡大への対応状況等に関する調査」及び
「社会保険の適用拡大に伴う働き方の変化等に関する調査」結果

発行年月日 2018年8月31日

編集・発行 独立行政法人 労働政策研究・研修機構

〒177-8502 東京都練馬区上石神井 4-8-23

(照会先) 調査部 TEL 03-5903-6286

印刷・製本 有限会社 太平印刷

©2018 JILPT Printed in Japan

* 調査シリーズ全文はホームページで提供しております。(URL:<http://www.jil.go.jp/>)